

常任委員会とは？



沼津市議会では、議案をきめ細かく審議するため、6つの常任委員会（総務・文教産業・民生病院・建設水道・一般会計予算決算・特別会計企業会計予算決算）を設置し、それぞれの委員会で議案を慎重に審査しています。

ここでは、定例会中における委員会での審査の流れについて紹介します。

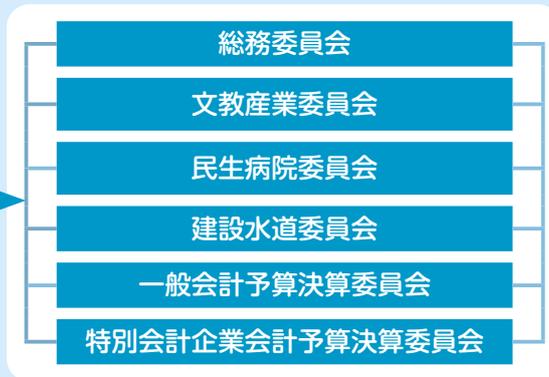
本会議

本会議において議案が提案され、内容の説明、質疑を経て、それぞれの議案について、関係する委員会に詳しい審査を委ねます(付託)。



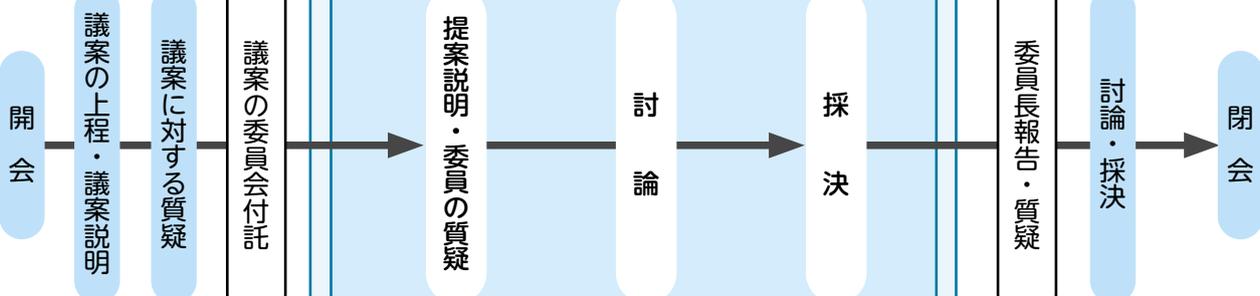
委員会

委員は、提出された議案について、疑問点や不明点など、本会議よりもさらに細かい内容について市担当者に問いただし、専門的かつ詳しく審査します。そして、それぞれの議案に対する委員会としての賛否を決めます。



本会議

委員会での審査の経過と結果を委員長が本会議で報告し、委員長報告に対する質疑・討論を行います。その後、議員全員で、議案に対する採決を行い、議会としての意思が決定(議決)されます。



本会議や委員会のルール

本会議や委員会は、効率的かつ円滑に会議を進行し、議会における審議を充実したものとするため、地方自治法や沼津市議会の会議規則・委員会条例など様々なルールに基づき行われています。ここでは、ルールの一部を紹介します。



① 議事整理権・秩序保持権

議長・委員長は議事を整理し（議事整理権）、秩序を保持する（秩序保持権）権限があります。そのため、議長や委員長は議員に対し、注意をしたり、発言を禁止したりすることができます。また、議員や委員は円滑な議事運営に協力し、議長や委員長の議事整理権や秩序保持権に従う義務があります。

② 議員の発言について

議会は言論の府であり、議員は議会において基本的には制約を受けずに自由で平等な発言をすることが保障されています。発言権は議員の権利ですが、同時に議員は市民を代表して本会議・委員会で節度ある発言をする責務があります。なお、発言をするときは議長や委員長の許可が必要です。